

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八幡浜市は、国民健康保険税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適正な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

公表日

令和6年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税関係事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務のうち、国民健康保険税に関する事務 八幡浜市は、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報 を以下の事務で取扱う。 ①国民健康保険税額の決定及び更正 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p>
③システムの名称	<p>1. 市町村事務処理標準システム 2. 滞納整理システム 3. 収納消込システム 4. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 5. 中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 国保税ファイル 2. 滞納整理ファイル 3. 収納消込ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一第16項 (別表第一における利用範囲の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定め る事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含ま れ る項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、 59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、 108、 113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する 法 律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を 含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20 条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務企画部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 総務企画部 総務課 行政係 TEL 0894-22-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 総務企画部 税務課 市民税係 TEL 0894-22-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	I 1②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等の規定及び八幡浜市市税条例(平成17年条例第55号)等に基づき、賦課決定し通知書の出力等を行う。	地方税法(昭和25年法律第226号)等の規定に基づき、国民健康保険税を賦課決定し通知書の出力等を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年4月20日	I 5②所属長	税務課長 大森 幸二	税務課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月20日	II 1対象人数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	II 2取扱者数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 5②所属長	税務課長	課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
令和1年6月28日	II 1対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II 2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号	1. 番号法 第19条第8号	事後	・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
令和3年6月21日	II 1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	II 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	I 1②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等の規定に基づき、国民健康保険税を賦課決定し通知書の出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書に関する確認</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は</p> <p>地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務のうち、国民健康保険税に関する事務</p> <p>八幡浜市は、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための</p> <p>番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、</p> <p>特定個人</p> <p>情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①国民健康保険税額の決定及び更正</p>	事後	
令和4年12月1日	I 1③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税システム 2. 滞納整理システム 3. 収納消込システム 4. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 5. 中間サーバ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村事務処理標準システム 2. 滞納整理システム 3. 収納消込システム 4. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 5. 中間サーバ 	事前	
令和4年12月1日	I 3法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法 第19条第7号、別表第二 第27、42、44、45項 2. 地方税法 第703条の4等 	<p>番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一第16項</p> <p>(別表第一における利用範囲の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める</p> <p>事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>第16条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号、別表第二 第27、42、44、45項 2. 地方税法 第703条の4等	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条	事後	
令和4年12月1日	II 1対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	時点修正
令和4年12月1日	II 2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 1対象人数	令和4年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 2取扱者数	令和4年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正